

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年11月15日提出
【発行者名】	SOMPOアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小嶋 信弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【電話番号】	03-5290-3432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	損保ジャパンSRIオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして、繰上償還手続き開始等に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものがあります。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

(略)

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

(略)

「第一部 証券情報（12）その他」に記載のとおり、繰上償還を行うこととなった場合には、継続申込期間は2025年1月29日までとなります。

(12)【その他】

<訂正前>

申込証拠金

(略)

日本以外の地域における発行

(略)

振替受益権について

(略)

<訂正後>

申込証拠金

(略)

日本以外の地域における発行

(略)

振替受益権について

(略)

繰上償還<予定>のお知らせ

当ファンドは2005年3月25日に設定し、現在まで運用を行ってまいりました。しかしながら、受益権の総口数は10億口を下回る状況が続いており、将来的に効率的な運用を行うことが困難な水準に近づきつつあります。今後も純資産総額の増加は見込み難く、繰上償還を行うことが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

<今後の手続きと日程>

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・電子公告開始日 | 2024年11月15日 |
| ・異議申立期間 | 2024年11月15日～2024年12月18日 |
| ・繰上償還正式決定日 | 2024年12月18日 |
| ・繰上償還日 | 2025年1月30日 |

当ファンドの繰上償還は、異議お申立ての受益者の受益権口数が、2024年11月15日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときに行います（異議お申立ての受益者の受益権口数が、2024年11月15日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、繰上償還は行いません。）。

繰上償還の決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 (2024年6月末現在)

(略)

() 大株主の状況 (2024年6月末現在)

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 (2024年8月末現在)

(略)

() 大株主の状況 (2024年8月末現在)

(略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

(運用体制)

(略)

2024年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

<訂正後>

(運用体制)

(略)

2024年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

<リスクの管理体制>

(略)

(注) 上図は、2024年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(略)

<訂正後>

(略)

<リスクの管理体制>

(略)

(注)上図は、2024年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(略)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

上記は2024年6月末現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(略)

<訂正後>

(略)

上記は2024年8月末現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(略)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までとなる予定です。

(略)

<訂正後>

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

(略)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとな

ります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)

2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までとなる予定です。

(略)

<訂正後>

- (1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものと、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)

(略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第52条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

<訂正後>

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第52条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

「第一部 証券情報(12) その他」に記載のとおり、繰上償還を行うこととなった場合には、信託期間は2025年1月30日までとなります。

4【受益者の権利等】

<訂正前>

(略)

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までとなる予定です。

(略)

<訂正後>

(略)

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものと、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。一部解約金の支払いは、販売会社の営

業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(略)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（2024年6月末現在）

（略）

(2) 会社の機構（2024年6月末現在）

（略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（2024年8月末現在）

（略）

(2) 会社の機構（2024年8月末現在）

（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2024年8月末現在、計306本（追加型株式投資信託166本、単位型株式投資信託101本、単位型公社債投資信託39本）であり、その純資産総額の合計は2,274,718百万円です。